

# 8 マンション傾斜問題に関わる法律

## 建築基準法

第12条5項 特定行政庁（横浜市）は、次に掲げる者に対し、建築物に関する調査の報告を求めることができる

**所有者、建築主、設計者、工事監理者、工事施工者、指定確認検査機関**

第98・99条 同法20条（構造耐力）の規定に違反した**設計者・工事施工者（個人+法人）**に対して懲役・罰金刑

- ・ **個人** = 1年以下・100万円以下 or 3年以下・300万円以下
- ・ **法人** = 1億円以下

第9条1項 特定行政庁は（施工済）違反建築物の**所有者**に対し、是正措置命令ができる

第77条の30 国交大臣は、必要な時に**指定確認検査機関**に対し業務監督命令ができる

横浜市

指定確認検査機関

中間・完了検査

住民  
(所有者)

販売

三井不動産RD  
(建築主・宅建業者)

工事発注

三井住友建設  
(設計者・工事監理者・工事施工者)

1次下請け

日立HT  
(工事施工者)

2次下請け

旭化成建材  
(工事施工者)

現場責任者



## 宅建業法

第65・66条 国交大臣・知事は、**宅建業者**が

- 取引関係者に損害を与えたとき
- 取引の公正を害する行為をしたとき
- 他の法令に違反、宅建業者として不適当と認められるとき

→ 必要な指示、1年以内の営業停止、免許取消

## 建設業法

第28・29条 国交大臣・知事は、**建設業者**が

- 請負契約に関して不誠実な行為をしたとき
- 他の法令に違反、建設業者として不適当と認められるとき

→ 必要な指示、1年以内の営業停止、許可取消